

住宅市街地整備ハンドブック2019訂正のお知らせ

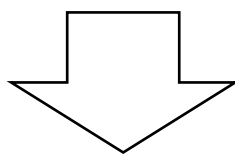
令和元年 7 月 22 日に発刊しました表記図書につきまして、以下の通り修正がございます。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが宜しくお願いいたします。

修正箇所は、180 頁の「老朽建築物等除去」についてです。

現 行

(表IV—5—3—1) 老朽建築物等除去

項 目	説 明
買収費	「平成 30 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」 ・限度額:139,000円/㎡
除却工事費	・限度額:木造26,000円/㎡、非木造37,000円/㎡



修 正 後

(表IV—5—3—1) 老朽建築物等除去

項 目	説 明
買収費	「平成31年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」 ・限度額:141,000円/㎡(現行)、144,000円/㎡(10月1日以降)
除却工事費	・限度額: 木造26,000円/㎡(現行)、27,000円/㎡(10月1日以降) 非木造38,000円/㎡(現行)、38,000円/㎡(10月1日以降) (注):10月1日に消費税率が予定通り上がった場合の価格です。